

参 考 資 料

環境行政の概要

年 月	項 目
昭和 42. 8	公害対策基本法公布施行
昭和 43. 12	大気汚染防止法施行
昭和 45. 4	橿原市衛生公害課設置
昭和 46. 4	橿原市公害対策審議会設置
昭和 46. 6	水質汚濁防止法、悪臭防止法施行
昭和 46. 7	奈良県公害防止条例公布施行
昭和 47. 4	騒音規制法に基づく特定工場、特定建設作業に伴う騒音の規制地域指定を受ける
昭和 47. 4	水質検査開始
昭和 47. 5	悪臭防止法施行令施行（悪臭 5 物質が指定）
昭和 48. 6	奈良県光化学スモッグ緊急対策要領実施
昭和 48. 11	瀬戸内海環境保全臨時措置法施行
昭和 51. 6	振動規制法施行
昭和 51. 9	悪臭防止法施行令が一部改正され、悪臭 3 物質が追加指定
昭和 53. 4	振動規制法に基づく規制地域に指定
昭和 54. 1	衛生公害課から保健センターに改称
昭和 54. 6	瀬戸内海環境保全特別措置法施行 水質汚濁防止法が一部改正され、水質総量規制を導入
昭和 55. 6	曾我川に環境基準の類型が指定
昭和 57. 2	悪臭防止法による指定地域となる
昭和 57. 2	寺川、飛鳥川に環境基準の類型が指定
昭和 63. 4	奈良県悪臭防止対策指導要綱施行
平成 2. 2	県より、自動車排出ガス測定局が橿原市役所に設置
平成 2. 4	悪臭防止法施行令が一部改正され、悪臭 4 物質が追加指定
平成 5. 11	公害対策基本法を廃止し、環境基本法公布施行
平成 6. 6	悪臭防止法施行令が一部改正され、悪臭 10 物質が追加指定
平成 6. 9	公害対策基本法の廃止に伴う橿原市公害対策審議会の廃止
平成 6. 11	飛鳥川流域生活排水対策推進会議設立
平成 8. 3	奈良県環境総合計画策定
平成 8. 12	騒音に係る環境基準の地域類型の指定

年 月	項 目
平成 9. 4	奈良県環境基本条例施行 奈良県生活環境保全条例施行
平成 9. 4	機構改革により環境総務課環境保全対策室を設置
平成 9. 6	環境影響評価法を公布
平成 10. 6	特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）公布
平成 10. 12	奈良県環境影響評価条例公布
平成 11. 2	水質汚濁に係る環境基準が改正され3物質が追加指定
平成 11. 4	騒音に係る環境基準の改正
平成 12. 1	ダイオキシン類対策特別措置法施行
平成 13. 4	環境対策課を設置 特定家庭用機器再商品化法施行
平成 15. 2	土壌汚染対策法施行
平成 16. 4	環境施設整備室を設置
平成 18. 4	環境施設整備事務所を設置
平成 19. 4	浄化センターを設置
平成 21. 4	環境政策課地球温暖化対策室を設置
平成 22. 3	飛鳥川の環境基準類型が変更
平成 22. 10	橿原市地球温暖化対策地域協議会(エコライフかしはら)設立
平成 23. 4	地球温暖化対策室を廃止し、環境政策課温暖化対策係を設置
平成 24. 4	機構改革により環境保全課を設置
平成 24. 9	橿原市環境基本条例を施行
平成 25. 3	橿原市環境総合計画を策定
平成 28. 4	機構改革により環境衛生課温暖化対策係を設置
令和元. 3	橿原市環境総合計画重点項目策定
令和 5. 3	橿原市環境総合計画（新計画）を策定